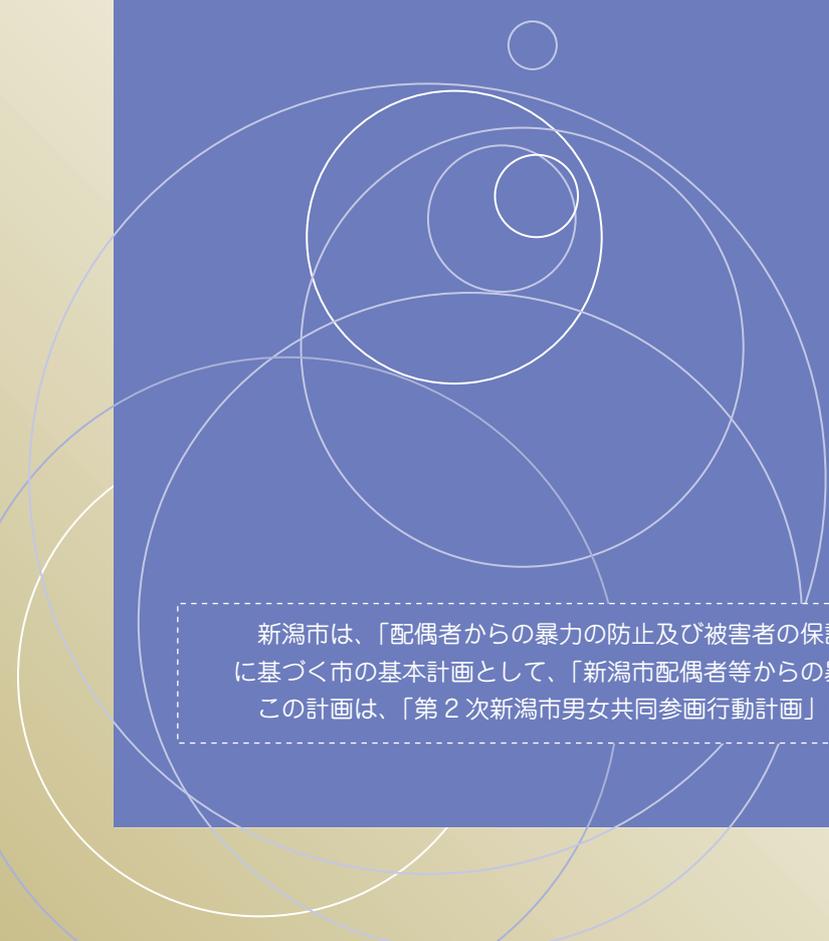


新潟市

配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

平成23年度(2011年度) — 平成27年度(2015年度)

概要版



新潟市は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に基づく市の基本計画として、「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を策定しました。この計画は、「第2次新潟市男女共同参画行動計画」に含めて策定しています。

計画の基本的な方向性

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVの防止とDV被害者への支援を進めるため、DVに関する正しい理解を広めるとともに、関係機関等との連携を図りながら、DV被害者の人権を尊重した適切な相談・保護・自立支援を切れ目なく総合的に実施します。

1 DVを容認しない社会づくりの推進

DVについての正しい理解を浸透させるとともに、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識が社会全体で共有されるよう啓発・教育を進めます。

また、DV被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるよう相談窓口の周知を図ります。

具体的取組

① DV防止の意識啓発の推進

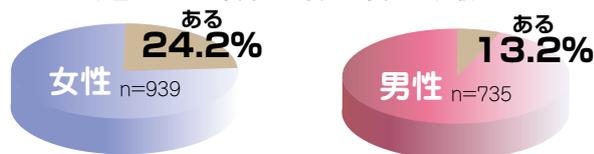
- ・DV防止に関する広報・啓発事業の実施
- ・若年層へのDV予防啓発事業や人権教育の実施
- ・加害者更生に関する調査研究についての情報収集と施策の検討

② DV相談窓口の周知

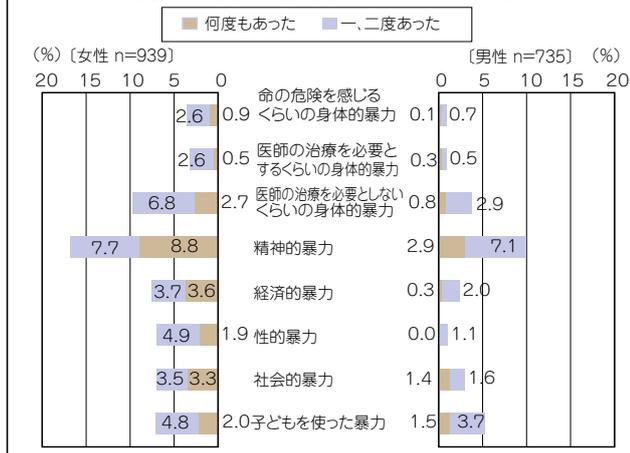
- ・DV相談窓口についての広報
- ・保健・医療・福祉・教育関係者や民生委員・児童委員など地域の福祉関係者に対するDV防止の啓発と相談窓口についての情報提供

● 配偶者等からの暴力(DV)を受けた経験

下図のような暴力を一度でも受けた経験



配偶者などからの暴力(DV)を受けた経験 (配偶者のいる(いた)人)



資料:新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成21年)

2 相談体制の充実

DV被害者が安全に安心して相談できるよう相談環境の整備や被害者の状況に配慮した相談対応など、体制づくりを進めます。

相談従事者については、DVの特性や被害者への二次的被害の防止などを十分理解し、被害者の立場に立った適切な支援ができるよう研修の充実を図ります。

また、相談窓口等の連携を強化し、相談・支援の充実を図ります。

具体的取組

① 安全に安心して相談できる体制づくり

- ・安全と秘密の保持に配慮した相談環境の整備
- ・夜間や休日の相談対応についての検討
- ・外国人や障がいのある被害者などの状況に配慮した相談対応の実施

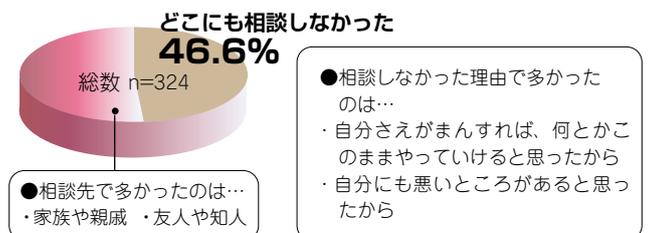
② 相談従事者の研修の充実

- ・相談員研修の充実、困難事例等についてアドバイスできる体制づくり
- ・DV被害者への二次的被害防止のための職員研修の実施
- ・各種制度の情報を共有し、適切な対応をするための相談従事者研修の実施

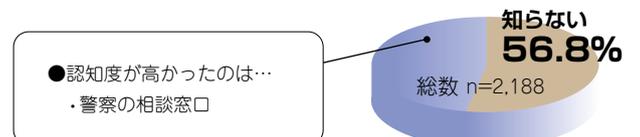
③ 相談窓口等の連携強化

- ・DV被害者を早期に発見し、適切な相談や支援につなぐため、医療機関や保健・福祉機関等との連携・協力体制の充実

● DV被害経験者が暴力について相談した先



● DV相談窓口の認知度



施策の方向

- 1 DVを容認しない社会づくりの推進
- 2 相談体制の充実
- 3 DV被害者の保護体制と自立支援の充実
- 4 関係機関や民間支援団体との連携の強化

3 DV被害者の保護体制と自立支援の充実

DV被害者の安全確保を図るため、保護体制の整備を進めるとともに、自立に向けて被害者の状況に応じたきめ細かい支援ができるよう自立支援策の充実を図ります。

また、配偶者暴力相談支援センター*機能の充実を図り、相談・保護・自立支援を切れ目なく行う総合的な相談支援体制づくりを進めます。

具体的取組

①安全に配慮した保護体制の確立

- ・緊急時の避難場所の確保など適切な保護体制についての検討
- ・一時保護における同行支援など、DV被害者の安全確保の実施

②総合的な相談支援体制の確立

- ・配偶者暴力相談支援センター機能の充実と総合的な支援体制づくり
- ・関係部署の支援対応マニュアル作成による支援情報の共有化
- ・関係部署での手続きに共通して使用できる様式の作成、手続きのワンストップ化、状況に応じた同行支援の実施
- ・被害者等の個人情報の管理・保護の徹底

③自立支援策の充実

- ・生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援の実施
- ・市営住宅等への入居支援、住宅確保に向けた支援の検討
- ・就業に関する相談や職業訓練制度の情報提供など就業に向けた支援
- ・被害者のこころのケアへの支援
- ・被害者の同伴児童などDV被害の環境にある子どもの安全確保やこころのケア、学習支援等の実施
- ・外国人、高齢者、障がいのある被害者などの状況に配慮した支援の実施

* 配偶者暴力相談支援センター

- DV防止法に基づき、DV被害者の相談、保護、自立支援のための情報提供その他の援助などを行うもので、市町村でも適切な施設において、その機能を果たすよう努めることとされています。
- 新潟市では、DV被害者の総合的な支援体制づくりを進めるため、現在、区役所の女性相談員等を中心に行っている相談や自立支援などの機能の充実を図るとともに、全市的な対応を調整・統括するための機能の整備を進め、配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけを明確にしていきます。

4 関係機関や民間支援団体との連携の強化

DVの防止と被害者支援を進めるため、幅広い分野にわたる関係機関や民間支援団体等との連携・協力体制を強化します。

また、計画を着実に推進し、課題への対応を検討するための体制づくりを進めます。

具体的取組

①児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携

- ・DVのある家庭環境で生活する子どもや高齢者への支援についての関係機関との連携

②関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化

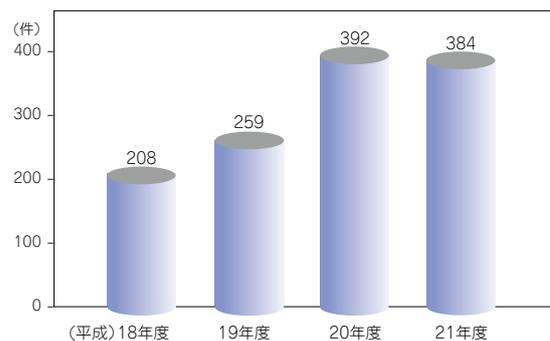
- ・関係機関・団体等との連携
- ・民間支援団体の活動への支援の強化

③計画推進のための体制づくり

- ・計画の着実な推進を図り、課題への対応を検討するための組織の設置
- ・DVに関する実態の把握と施策の充実に向けた対応策の検討

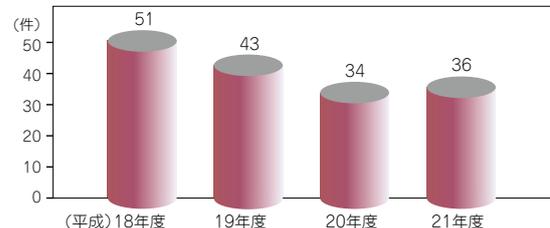
● DV相談件数

〔新潟市〕



● DVによる一時保護件数

〔新潟県〕



DVとは

❖ 親密な関係の中での暴力

DV(ドメスティック・バイオレンス〔domestic violence〕)は、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある人からふるわれる暴力」のことを言います。

DV防止法では、「配偶者からの暴力」という言葉を使い、配偶者(事実婚や元配偶者も含む)に限定して法の対象にしています。また、「配偶者からの暴力」には、身体的な暴力だけではなく、心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力や性的暴力)も含まれるとしています。

「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」は、法に定める「配偶者」のほかに、交際相手からの暴力も含めて計画の対象にしています。

❖ さまざまな暴力のかたち

DVは、暴力を使って相手を支配しようとする行為でもあります。身体への危害だけではなく、言葉や態度で相手の心を傷つけるのも暴力です。

- ❖ 身体的暴力…殴る、蹴る、引きずりまわす、突き飛ばす、首を締める など
- ❖ 精神的暴力…言葉によるもの(どなる、侮辱する、ののしる、辱める、脅す)、無視する など
- ❖ 経済的暴力…生活費を渡さない、働くことを妨害する など
- ❖ 性的暴力…性的行為を強要する、避妊に協力しない など
- ❖ 社会的暴力…外出や行動を制限する、携帯電話やメールを細かく監視する など
- ❖ 子どもを利用した暴力…子どもに暴力を見聞かせる など

これらの暴力は、多くの場合、いくつかの行為が組み合わされ、しかも繰り返し継続的に行われ、被害者の心身に深刻な影響を及ぼします。また、子どもが日常的に暴力を目撃する場合は、子どもにも有害な影響を与えることになり、児童虐待にあたりとされています。

また、DVは、家庭内で起こり、人目に触れないことが多いため、表面化しないまま深刻な状態になっていくという傾向があります。

❖ 社会的な問題

DV防止法では、被害者を女性には限定していませんが、現状では、被害者の多くは女性です。本市の「男女共同参画に関する基礎調査」(平成21年)では、4人に1人の女性が配偶者からの暴力を受けたことがあると答えており、被害者は決して少数ではありません。また、配偶者間だけでなく、交際相手からの暴力(デートDV)も問題になってきています。

男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対にあってはならないことです。

暴力の原因としては、例えば、夫が妻に暴力をふるうのは、ある程度仕方がないといった固定的な性別役割分担意識や暴力を容認するような社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的な問題も大きく関係しています。

DVは、夫婦や恋人間の個人的な問題ではなく、重大な人権侵害であり、社会的な問題です。

新潟市では、「配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき、総合的な取組を進めていきます。

新潟市市民生活部男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-1061(直通) E-mail danjo@city.niigata.lg.jp